

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
小用老人集会所	江田島市江田島町小用一丁目 8番17号	令和7年10月1日